

入札説明書

令和6年札幌市告示第2990号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和6年7月16日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課 都市交通係
電話 011-211-2492 F A X 011-218-5114
E-mail sogokotsu-keiyaku@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

- (1) 役務の名称
丘珠空港臨時駐車場需要調査・運營業務
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和6年10月31日まで
- (4) 入札方法 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 令和4～7年度札幌市競争参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「役務（一般サービス業）」の「運輸・通信業」「警備業」のいずれかに登録されている者であること。
- (6) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有すること。

5 入札書の提出方法等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階
札幌市まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課 都市交通係
電話 011-211-2492 F A X 011-218-5114
- (2) 入札書の受領期限
令和6年7月25日（木）10時00分（送付の場合は必着のこと。）
- (3) 入札書の提出方法
入札書は、別紙の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。
ア 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び『令和6年7月25日（木）10時30分開札「丘珠空港臨時駐車場需要調査・運營業務」の入札書在中』の旨を記載し、上記2あてに入札書の受領期限までに提出しなければならない。
イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に『令和6年7月25日（木）10時30分開札「丘珠空港臨時駐車場需要調査・運營業務」の入札書在中』の旨を記載し、上記2あてに入札書の受領期限までに届くよう送付しなければならない。
なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(4) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法 「公示用設計図書の施行条件等に対する質問票」(様式1)を用いて、電子メール又はファクシミリにより提出すること。なお、面談や電話による質問は受け付けない。

イ 提出先及び提出期限 上記2の契約担当部局へ、令和6年7月22日(月)17時15分までに提出すること。

ウ 回答の方法 質問を受理した日の翌日から起算して2日以内(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。))を除く。)に質問者に回答するとともに、質問及び回答の内容を、札幌市公式ホームページ内「交通計画・施策」の入札情報のページ(<https://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/>)に掲載する。

(5) 入札の無効 本書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則(平成4年規則第9号)第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の指名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、開札時まで代理委任状を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

令和6年7月25日(木)10時30分

札幌市役所本庁舎5階 総合交通計画部事務室

(9) 開札

ア 開札は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会いを希望する場合は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人が立ち会う場合、入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

7 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要。ただし、札幌市契約規則第25条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 最低制限価格の設定 無

(4) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記ウの審査を行い、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補となるべき同価格の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者の入札参加資格について審査(事後審査方式)する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、上記4の入札参加資格を有することを証する書類(下記(5)参照)を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者による入札を入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者のした入札を無効とし、次順位者を新たな落札候補者として上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

オ 落札結果の公表

入札結果については、札幌市公式ホームページ内「交通計画・施策」の入札情報のページ (<https://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/>) に掲載する。

(5) 入札参加資格を有することを証する書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式2）

イ 競争入札参加資格認定通知書の写し

(6) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、落札決定を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日以内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 契約書の作成

ア 入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその5日後（土曜日、日曜日及び休日を除く。）までに契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項 別添のとおり

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、入札が行われた日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所 上記2に同じ

イ その他 提出は持参によるものとし、送付又は電送によるものは認めない。

公示用設計図書の施行条件等に対する質問票

令和 年 月 日

総合交通計画部 都市交通課 都市交通係 あて

会社名

電話番号

FAX番号

E-mail

担当者（所属（職）氏 名

公示用設計図書に係わる施行条件等について、次のとおり質問いたします。

入札等予定年月日		令和 年 月 日 時 分
役務名		丘珠空港臨時駐車場需要調査・運營業務
質 問 内 容		

注1 質問票のあて先は、都市交通課都市交通係あてとする。

注2 質問がある場合は、必ず文書により質問することとし、回答についても文書にて行います。

注3 役務ごとに記載し、欄が足りない場合は別紙としてください。

回 答

回 答 内 容	

一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

債権者コード

令和6年 月 日付けで入札告示のありました丘珠空港臨時駐車場需要調査・運營業務に係る入札参加資格について、確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、申請者は下記1の要件をすべて満たす者であること、並びにこの申請書及び下記2の資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 令和4～7年度札幌市競争参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が「役務(一般サービス業)」の「運輸・通信業」「警備業」のいずれかに登録されている者であること。
- (6) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有すること。

2 一般競争入札参加資格確認資料

☐ 競争参加資格認定通知書の写し

注1 添付した資料については、資料名の左の□にチェックすること。

入 札 書

入 札 金 額	金 円
調 達 件 名	丘珠空港臨時駐車場需要調査・運営業務

仕様書その他の書類、現場等を熟覧のうえ、札幌市契約規則、札幌市競争入札参加者心得及びその他関係規定等を遵守し、上記の金額で入札します。

なお、札幌市議会の議決に付すべき契約に関する条例及び札幌市財産条例の適用を受ける場合においては、同議会の同意を得た後に契約を締結することを承知いたします。

年 月 日

(あて先) 札幌市長

入 札 者 住 所
商号又は名称
職 ・ 氏 名 印

入札代理人 氏 名 印

- 備考 1 代理人が入札する場合の訂正は、代理人の印鑑で行うこと（ただし、金額の訂正はできない。）。
- 2 代理人が入札するときは、入札者の押印を要しない。

委 任 状

年 月 日

(あて先)
札幌市長

	住	所	
委任者	商号又は名称		
	職 ・ 氏 名		印

調達件名 丘珠空港臨時駐車場需要調査・運営業務

私は、下記の者を代理人として定め、上記入札に関する一切の権限を委任します。

記

受任者	氏	名	印
-----	---	---	---

備考1 見積の場合は、「入札」とあるのを「見積」と読み替える。

2 代理人（受任者）の印は、入札（見積）書に使用する印と同一の印を押印すること。

3 委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。

令和6年度

積算書（見積参考）

役 務 名 丘珠空港臨時駐車場需要調査・運営業務

本積算書は、発注者の業務計画に基づいて作成した設計図書の一部を、見積算定の参考として提示するものであり、契約上、これを拘束するものではありません。

札幌市まちづくり政策局空港活用推進室

丘珠空港臨時駐車場需要調査・運営業務 委託仕様書

1 目的

本業務は、丘珠空港駐車場の混雑対策として、無料の臨時駐車場の設置・運営を行い、繁忙期の臨時駐車場の需要や混雑解消の効果を把握するもの。

2 業務期間

契約日から令和6年10月31日（木）までとする。

3 業務概要

(1) 臨時駐車場の開設・運営・撤去及び送迎車両の運行

令和6年8月15日（木） 8:00～令和6年10月14日（月） 22:00

(2) 臨時駐車場の場所

札幌市北区篠路町太平 227-1（札幌市所有地）

(3) 臨時駐車場の概要

- ・ 駐車台数 最大 200 台
- ・ 駐車場開設時間 24 時間
- ・ 駐車料金 無料
- ・ 駐車場図面 別添 1 「臨時駐車場配置図」 のとおり

(4) 送迎車両の運行概要

別添 2 「丘珠空港 臨時駐車場 送迎ルート図」 のとおり

4 業務内容

本業務では(1)備品等の調達・設置・撤去、(2)臨時駐車場の運営・管理、(3)臨時駐車場利用者の無料送迎車両の運行、(4)効果検証に必要となるデータのとりまとめを行う。

(1) 備品等の調達・設置・撤去

- ・ 別表 1 の備品等を受託者が調達し、契約締結後、令和6年8月14日（水）までに駐車場の設営を完了させ委託者の検査を受けること。
- ・ 駐車場開設期間中は設置物の維持管理を行うこと。
- ・ 開設期間終了後は速やかに備品等を撤去し、原状回復を行うこと。
- ・ 現地での設営・撤収作業の日時及び駐車場内のレイアウト及び看板の設置場所等については、委託者と打ち合わせを行った上で決定すること。
なお、駐車場の利用状況に応じて、業務期間内にレイアウト変更を行う指示する場合があるため、速やかに対応すること。

<別表 1 必要な備品等>

名称	数量	規格	備考
ロイヤルテント (待合所)	1 張	2 間× 3 間程度	鉄杭 8 本含 横幕は不要
テントウェイト	20 個	20kg	
自立看板 (案内サイン)	2 基	1800mm×900mm 程度	
カラーコーン ※ウェイト付のもの	100 個程度	敷地のうち、最大 200 台分の駐 車スペースの周囲をコーンおよ びバーで区画すること。ただ し、駐車台数に大幅な減少が生 じた場合は、区画を変更して運 用すること。	
セーフティーバー ※反射素材を使用したもの	100 本程度		
センサーライト	4 基程度		
防犯カメラ	1 基	臨時駐車場内への設置用	
水タンク式サイン スタンド	1 基	幅 35 cm、高さ 120 cm程度	丘珠空港の送迎 車乗り場表示用

(2) 臨時駐車場の運営管理業務

ア 臨時駐車場の運営管理業務として、以下の業務を行うこと

- ・臨時駐車場の設置・運営、撤去、無料送迎車両運行の総括管理
- ・WEB 申込みフォームの作成、管理

WEB 申込フォームには「車両番号（4 桁）」「氏名」「連絡先」「利用航空便（往復ともに）」および、駐車場の使用にあたっての同意事項、その他、委託者が別途指示する内容を掲載すること。なお、WEB 申込フォームは、丘珠空港ホームページ等からのリンクおよびチラシへのQRコード掲載を想定している。

- ・無届駐車車両への対応（警告文の貼付け等）
- ・利用者からの電話問合せ対応

問い合わせ先の電話番号を設定し、臨時駐車場内の看板に明示すること。電話対応は、8 月 15 日（木）から 10 月 14 日（月祝）の期間中、各日午前 9 時から午後 5 時 00 分まで対応すること。

また、WEB からの申込ができないとの問い合わせがあった際には、電話にて利用申し込みの受付を行うこと。

- ・運営管理者と駐車場送迎の運転手が、常時連絡を取れる体制とすること。
- ・利用者から問い合わせがあった際には、速やかに設置した防犯カメラの記録映像及び現地の確認を行い、必要に応じて警察等への連絡を行い、委託者へも情報提供を行うこと。
- ・防犯カメラの映像は 10 日程度保存すること。録画されたデータは撮影

時の状態のまま保存し、記録データの加工を行わないこと。

イ 臨時駐車場の運営方法

- ・ 駐車料金は無料とする
- ・ 駐車時間は 24 時間可能（ただし連続した駐車は最長 1 週間まで）
- ・ WEB 申込フォームにより「車両番号」「名前」「連絡先」「利用航空便（往復ともに）」を入力することで駐車申込完了
- ・ スタッフの現場常駐は不要
- ・ 配布用チラシ、待合所テントの看板サインにより、送迎車両のりば位置、利用方法、注意事項を周知する。
- ・ 待合所テント、看板サイン等は強固に固定し、台風等の強風対策を行うこと。ただし、台風等で危険がある場合は、テントの天幕等を一時的に撤去することを妨げない。
- ・ 臨時駐車場敷地内は禁煙とする。
- ・ 利用案内には以下内容を明記すること。

※無料送迎車両時刻表

※無料送迎車両の予約できません。利用希望者は出発時刻に臨時駐車場の待合テント、丘珠空港の仮設停留所に集合し、ご乗車ください。

※無料送迎車両は多くの方に利用いただけるよう、可能な限り同乗者様を空港ターミナルへ降ろしていただき、運転手様のみでの乗車にご協力ください。満席で乗れない場合は、臨時便を運行しますが、時間がかかりますので、お時間に余裕を持ってご利用ください。

※無料送迎車両の運行時刻以外は、タクシー等ご自身での移動をお願いします。（2.7km 車で約 6 分 徒歩約 35 分）

※臨時駐車場はフェンスや門扉、夜間照明設備等はありません。駐車場内でのトラブルや車上荒らし等の責任は一切負いませんので、自己責任でのご利用をお願いします。

※無届の駐車車両や、利用期間を経過した駐車車両はレッカー移動し、その費用を請求することがあります。

(3) 送迎車両の運行

ア 車両について

- ・ 運転手を除き定員 9 名以上の車両を受託者が調達すること。なお、車体側面・後方の視認しやすい位置には、送迎用車両であることがわかる旨の表示を掲示すること。
- ・ 車両には前後（室内含む）ドライブレコーダーを設置すること。
- ・ 受託者は、運行開始日までに任意保険（対人・対物・搭乗者無制限）に加入し、その加入内容を確認できる書類を委託者に提出すること。
- ・ 送迎車両にかかる一切の費用は受託者が負担すること。

イ 運行行程

原則として以下の時刻表に基づき、運行計画を立て、委託者と協議の上、送迎車両を運行すること。なお、発車時刻時点で満席乗りこぼしが発生した場合、臨時で往復運行を行うこと。

【参考】臨時駐車場 無料送迎車両 時刻表

	臨時駐車場 発		丘珠空港 着/発		臨時駐車場 着
①	9 : 00	→	9 : 07	→	9 : 15
②	10 : 00	→	10 : 07	→	10 : 15
③	11 : 00	→	11 : 07	→	11 : 15
④	12 : 00	→	12 : 07	→	12 : 15
⑤	13 : 00	→	13 : 07	→	13 : 15
⑥	14 : 00	→	14 : 07	→	14 : 15
⑦	15 : 00	→	15 : 07	→	15 : 15
⑧	16 : 00	→	16 : 07	→	16 : 15
⑨	17 : 00	→	17 : 07	→	17 : 15

ウ 運行方法

- ・運行ルートを事前に撮影等を行い、委託者へ提出すること。
- ・送迎料金は無料
- ・送迎予約は不可（臨時駐車場の申込みは必要）
- ・臨時駐車場の待合テント及び丘珠空港の仮設停留所のみで乗降を行う。（途中下車は事故・急病等の緊急時を除き不可とする。）
- ・発車時刻時点で満席となり、乗りこぼしが発生した場合は、臨時で往復運行を行う。
- ・送迎車両は禁煙とする。また、臨時駐車場敷地内は禁煙のため、待機時等に喫煙は行わないこと。
- ・運転業務開始前には、体調確認、アルコールチェック、免許証携帯確認を必ず行うこと。
- ・回走時も含め、安全運転を心掛け、事故防止に努めること。
- ・送迎車両運行における事故の処理及び損害賠償については、一切の責任を受託者が負うものとする。受託者は、運行中事故が発生したときは、道路交通法に基づく適切な措置を講じた上で、直ちに事故報告書を発注者に提出しなければならない。
- ・駐停車時の適切なアイドリングストップなど、エコドライブを実践すること。

エ 運転業務

受託者は運転手を配置し、以下の業務を行わせること。また、運転業務に当たっては、運転手に必要な休憩時間を取得させること。なお、休憩時間中に臨時駐車場及び運行ルート以外の場所に行くことを妨げない

が、周囲からの誤解を招くようなことは行わないよう、節度ある行動を心がけること。

- ・丘珠空港臨時駐車場から空港までの運転業務
- ・スタッフとわかるものを着用（委託者が貸与する）
- ・丘珠空港での乗車場所（復路）の案内
- ・注意事項の説明チラシの交付
- ・コーンや看板、テント等の設備の確認（随時）
- ・本部との連絡調整（必要に応じて）

(4) 効果検証に必要となるデータのとりまとめ

日別の利用台数、無料送迎車両の便別利用人数をまとめ、委託者へ報告すること。

5 業務報告

業務終了時に以下を電子データで提出すること。

- (1) 設置前、設置完了、撤去完了後の状況写真
- (2) 臨時駐車場の運営状況、及び無料送迎車両の運行状況の写真
- (3) 臨時駐車場の日別利用台数（申込みベース）
- (4) 無料送迎車両の便別利用人数

6 その他

- ・受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏洩すること及び資料並びにデータの紛失、滅失、棄損、盗難等を防止するため、必要な措置を講ずること。
- ・本業務に関連した個人情報の取り扱いについては、札幌市「事業者が保有する個人情報の保護に関する指針」に基づき、適切な措置を講じること。
- ・受託者は、業務遂行上の詳細な内容について、委託者と十分な打合せを行い、承認を受けること。
- ・事故、トラブル発生時には速やかに現地を確認し、委託者へ報告を行うこと。
- ・事故等の賠償責任が生じた場合は全額受託者負担によるものとする。
- ・その他、仕様書に記載していない事項については、委託者と受託者で協議して決定すること。

7 担当

札幌市まちづくり政策局空港活用推進室空港担当課 武岡、藤間

TEL:011-211-2357

【別添1】 臨時駐車場配置図

駐車場の位置



駐車場内詳細

【別添2】 丘珠空港 臨時駐車場送迎ルート図



業 務 委 託 費 内 訳 書

費 目	業 種	種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
委託費								
	委託業務			式	1			第 1 号内訳書
業務価格 計								
消費税及 び地方消 費税の額								10%
業務委託費								

丘珠空港臨時駐車場需要調査・運營業務

第 1 号内訳書

名 称	形 質	単位	数 量	単 価	金 額	備考
運營業務		1	式			
合	計				0	

印 紙
貼 付

契 約 書

役務の名称 丘珠空港臨時駐車場需要調査・運營業務

上記の役務について、札幌市（以下「委託者」という。）と、
（以下「受託者」という。）は、
次のとおり契約を締結する。

- 1 契約金額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 2 履行期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 3 契約保証金 「免除」又は「金 円」
- 4 その他の事項 別紙条項のとおり

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

年 月 日

委託者 札 幌 市
代 表 者 市長

受託者 住 所
商号又は名称
職・氏名

注) 印紙については、契約の種別ごとに課税対象であるか否かを確認すること。

役務―第6号様式 役務契約約款（令和5年4月1日施行）

（総則）

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書を内容とする役務契約をいう。以下同じ。）の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。
- 2 受託者は、役務（この契約に基づき履行する役務をいう。以下同じ。）を、この契約の履行期間内において履行するものとし、委託者は、履行が完了した役務に対し、契約金額を支払うものとする。
- 3 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 6 この約款に定める承諾、通知（第9条第2項を除く。）、請求、指示、催告、表示及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。

（秘密の保持）

- 第2条 受託者は、役務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（契約保証金）

- 第3条 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、委託者が、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。
- 2 前項の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

- 第4条 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

（再委託の禁止）

- 第5条 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、役務の一部であって、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- 2 受託者は、前項ただし書の規定により役務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。
- 3 委託者は、前項の承諾にあたり、受託者に対して、受託者が第1項の規定ただし書の規定により役務の一部を委託する第三者の商号又は名称、住所、委託する役務の範囲、その他必要な事項の通知を求めることができる。
- 4 受託者は、第1項及び第2項の規定により役務の一部を第三者に委託した場合、委託者に対し、当該委託に基づく当該第三者の受託に係る全ての行為について責任を負うものとする。

（監督等）

- 第6条 委託者は、適正な役務の遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、この契約の履行を確保するものとする。
- 2 受託者は、前項の規定による委託者の監督を受け、委託者から役務改善命令等がなされ

役務―第6号様式 役務契約約款（令和5年4月1日施行）

た場合には、その補正等の措置をしなければならない。

（委託者に対する損害賠償）

第7条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合には、第13条の2の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、委託者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

（第三者に対する損害賠償）

第8条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。

（検査等）

第9条 受託者は、役務を完了したときは、遅滞なくその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内（以下「検査期間」という。）に受託者の立会のもとに役務内容の検査（以下「完了検査」という。）を行い、その結果を受託者に通知するものとする。

3 受託者は、完了検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前2項の規定を準用する。

（契約金額の支払）

第10条 受託者は、完了検査に合格したときは、契約金額の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内（以下「約定期間」という。）に前項の契約金額を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき事由により検査期間内に完了検査をしないときは、その期限を経過した日から完了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。

4 委託者は、この契約の履行に際して、一部履行しない役務がある場合には、第1項の契約金額から当該履行しない割合に相当する金額を減額することができる。

5 委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、委託者と受託者との協議成立までの間、第1項の契約金額の支払を保留することができる。

（履行遅延の場合における違約金等）

第11条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に役務を完了することができない場合においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。

2 前項の違約金の額は、契約金額につき、履行期間満了日の翌日から完了検査（第9条第3項で準用する場合を含む。）に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定める割合（以下「違約金算定率」という。）で計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。ただし、遅延日数は、当該完了検査に要した日数を除くものとする。

役務―第6号様式 役務契約約款（令和5年4月1日施行）

- 3 契約により期日を定めて分割履行する場合は、第1項の違約金は、その分割量に応ずる契約金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。
- 4 受託者は、天災その他の受託者の責めに帰することができない事由により履行期間内に役務の履行ができないときは、委託者と協議のうえ、履行期間の延長を行うことができる。ただし、役務の性質上、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合においては、この限りでない。
- 5 委託者の責めに帰すべき事由により、前条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、違約金算定率で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（談合行為に対する措置）

第12条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による役務が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。
 - (2) 受託者又は受託者の役員若しくは使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。
- 3 前2項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（契約の解除等）

第13条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 履行期間内に役務の全部又は一部を履行しないとき。
 - (2) 第9条第3項の規定に基づき、委託者が指示した期間内に補正しないとき。
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。
- 2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。
- (1) 役務が履行不能であるとき。
 - (2) 役務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 役務の一部の履行が不能である場合又は役務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することができないとき。

役務―第6号様式 役務契約約款（令和5年4月1日施行）

- (4) 役務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその期間を経過したとき。
 - (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
 - (6) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。
 - (7) 第4条の規定に違反し、委託者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。
 - (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。
 - チ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。
 - (9) 前各号に掲げる場合のほか、委託者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。
- 3 委託者は、第1項又は前項（第8号を除く。）の規定により契約を解除した場合において、受託者が既に完了した部分の役務において提供を受ける必要があると認めたときは、当該

役務―第6号様式 役務契約約款（令和5年4月1日施行）

完了部分の完了検査を行い、当該検査に合格した役務の提供を受けることができる。この場合、委託者は、当該提供を受けた役務の完了部分に相当する契約金額を受託者に支払わなければならない。

- 4 受託者は、第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、委託者に対してその損害の賠償を求めることができない。
- 5 第1項各号又は第2項各号（第8号を除く。）に定める場合が、委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の賠償金）

第13条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、委託者は、契約金額の100分の10に相当する金額（委託者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額）を賠償金として請求することができる。

- (1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金が納付されているときは、委託者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

（契約解除に伴う措置）

第13条の3 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、貸与品、支給材料等（使用部分済みを除く。以下同じ。）があるときは、遅滞なくこれらを委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、委託者が所有又は管理する履行場所（以下「履行場所」という。）に受託者が所有する器具、材料その他の物品があるときは、遅滞なく当該物品等を撤去（委託者に返還する貸与品、支給材料等については、委託者の指定する場所へ搬出。以下同じ。）するとともに、履行場所を原状に復して委託者へ明け渡さなければならない。
- 3 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所の原状回復を行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物品等を処分し、履行場所の原状回復を行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は原状回復について異議を申し出ることとはできず、また、委託者が処分又は原状回

役務―第6号様式 役務契約約款（令和5年4月1日施行）

復に要した費用を負担しなければならない。

- 4 第1項及び第2項に規定する受託者が行う原状回復等の期限及び方法については、委託者が指示するものとする。

（契約保証金の返還）

第14条 委託者は、受託者が履行期間中の全ての役務を完了し、完了検査に合格したときは、契約保証金を返還しなければならない。

（裁判管轄）

第15条 この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

（その他）

第16条 受託者は、この約款に定めるもののほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

- 2 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

- 3 この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。